国住備第 107 号 総行地第 190 号 令和 2 年 12 月 25 日

各都道府県知事・指定都市の長 殿

国土交通省住宅局長 (公印省略)

総務省大臣官房地域力創造審議官 (公印省略)

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)の 一部改正について(令和元年地方分権改革提案事項)

今般、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和元年 12 月 23 日閣議決定)において、「市町村において、廃棄や保管等の判断を迅速かつ適切に行うことが可能となるよう、その判断に資する考え方を明確化するため、「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針」(平 27 国土交通省住宅局)を改正し、市町村に令和 2 年中に周知する」こととされたことを受け、「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)を一部改正いたしましたので、別添のとおり通知いたします。

なお、貴管内市区町村(指定都市を除く。)に対しても、周知頂くようお願いいたします。

添付資料1:「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)改正の概要

添付資料2:「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)本文新旧対照表

添付資料3:「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)様式改正資料

添付資料4:参照条文等